

森林整備保全事業に係る積算基準等の一部改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

- 現場環境改善費率の改定
- 森林土木工事における一般管理費等率の改定

(参考)

- ・林野庁の森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領
(令和8年4月1日から適用)に準拠

2 実施時期

令和8年4月8日から適用